

## 小・中・特別支援学校、保育園における対応について

### 1 保育園の対応について

- ・ 5月19日（水）に市内の保育園の園児の家族に、新型コロナウイルスの感染が判明したため、玄関、保育室、遊戯室などの消毒作業を実施した。
- ・ 同日、園児の感染も判明したことから、園嘱託医に相談後、同園の全園児に早めの降園を促した。その後、保健所の指導に基づき、園舎全体の消毒作業を実施した。
- ・ 5月20日（木）は臨時休園とし、全園児・職員のPCR検査を行った。その後、改めて玄関、保育室、遊戯室などの消毒作業を実施した。
- ・ 検査結果が5月21日（金）にならないと判明しないため、21日も臨時休園とする。

### 2 園児、保育士の対応について

- ・ 感染が判明した園児は治癒するまでの間、出席停止とし、登園再開については、保健所との協議により決定する。
- ・ 濃厚接触者に特定された園児、職員は2週間出席及び出勤を控えてもらう。休園中、園児については、定期的に状況確認を行う。
- ・ 園児、家族、職員すべてに体調の変化が見られた場合は、園に連絡するよう周知する。

### 3 今後の小・中・特別支援学校、保育園等の感染予防対策について

- ・ 三密（密閉・密集・密接）対策や、検温等による体調管理、マスクの着用、うがい・手洗い・消毒、換気など感染予防対策を徹底する。
- ・ 園・学校職員、園児・児童生徒及び家族に発熱や風邪の症状がある場合には、出勤、登園・登校を自粛する。
- ・ 家庭内における検温と咳エチケット、手洗い、うがい等の感染症対策を着実に実践する。
- ・ 県外及び感染拡大地域との不要不急の往来は控える。

### 4 その他

- ・ 児童生徒に対して、基本的人権の尊重の大切さを再確認し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者をはじめエッセンシャルワーカーに対する偏見・差別やいじめ、中傷被害などが決してないように指導する。
- ・ 保護者に対しても、人権尊重の視点に立ち、感染者のプライバシーを明らかにしようとしたり、SNS等への書き込みなど人権侵害行為が発生することのないよう、冷静かつ適切な対応をお願いする。